



平成 19 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 井 関 農 機 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 中 野 弘 之
コ ー ド 番 号 6 3 1 0
上 場 取 引 所 東 証 第 1 部、大 証 第 1 部
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 其 田 一 美
(TEL. 03-5604-7710)

東京証券取引所からの「改善報告書」提出請求について

本日、株式会社東京証券取引所（以下「東証」）より下記理由にて、「改善報告書」の提出を求められましたので、お知らせいたします。

当社は、東証からの当該報告書の請求に対し、真摯に回答していく所存です。

〔東証による「改善報告書」の提出理由〕

井関農機株式会社が、過年度の決算短信等を訂正した件について、同社の複数の連結製造子会社による仕掛品の過大計上などの不適切な会計処理により、重要な訂正を伴う決算内容を開示していたことが判明した。これは、当該子会社において、各社社長の指示や了承により収益管理や原価管理などの実務責任者が実行した不適切な会計処理を、長期間にわたり発見することができなかった同社のグループ管理を含めた社内管理体制の重大な不備に起因する不適切な開示であると認められる。

このため、同社においては、適時開示を適切に行うための体制について改善の必要性が高いと認められることから、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 22 条第 1 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求めるものである。

以上